

電気自動車等の整備業務における特別教育の開講について

(旧 低圧電気取扱業務特別教育)

近年、対地電圧50ボルトを超える蓄電池を内蔵した自動車（電気自動車等）の普及が進んでいます。これに伴い、これらの自動車の整備業務に従事する労働者が電気による労働災害を防ぐことが重要となっています。

そのため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項の規定に基づき、当該業務に関する安全および衛生のための特別教育を下記のとおり開催いたします。ぜひ多くの方にご参加いただきますようお願いいたします。

なお、「低圧電気取扱い業務に係る特別教育（自動車に限る）」を受講済みの方は改めてこの講習を受講する必要はありません。

記

1. 講習期日：令和8年6月17日(水)
2. 講習会場：佐賀県自動車整備振興会自動車テクニカルセンター（佐賀市高木瀬3丁目1-14）
3. 講習内容及び時間：

時 間	講 習 内 容
9：30～12：00	学科講習 電気装置に関する基礎知識
13：00～13：30	学科講習 安全作業用具に関する基礎知識
13：30～15：30	学科講習 自動車の整備作業の方法・関係法令
15：30～16：30	実習講習（取扱い、構造と仕組み等）

4. 受講定員：15名（対象：3級整備士以上の資格取得者）
5. 受講料等：8,000円（税・教材代等含）会員外16,000円 ※講習当日にお支払い下さい。
6. 申込方法：下記の「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、整備振興会の窓口へご提出いただくか、FAXにてお申し込みください。（※申込締切日：令和8年5月29日(金)）

一般社団法人佐賀県自動車整備振興会 教育課 行き FAX (0952-30-8185)

電気自動車等の整備業務における特別教育『受講申込書』会員・会員外

フリガナ 受講者氏名		生年月日	S H	年	月	日
取得資格	級		自動車				
認証番号	2 -	事業所名					
TEL			FAX				

※自動車整備士合格証書（写）を添付してください。